



ちょうどいい 私と職場の働き方

「くるみんプラス」の認定 ～社会福祉法人つくし会～



くるみんプラス認定通知書交付式

（社会福祉法人つくし会（一関市）は、7月3日、岩手労働局から、次世代育成支援対策法に基づく、不妊治療と仕事の両立に取り組む企業として、「くるみんプラス」の認定を受けました。

「くるみんプラス認定は、県内企業で4番目の認定で、社会福祉法人・医療法人では、つくし会が県内第1号となりました。

つくし会は、「職員のための働き方」が、結果として顧客や社会の貢献につながる。の考え方の下で、3歳までの子がいる職員への手当の支給や、子の看護休暇（子一人5日間、2人以上で10日間）、男性職員の育児休暇取得促進などの取組を進めてきました。これらの取組は、同法人で働く全ての職員が同じ条件で取得可能になっています。こうした取組が評価され、令和5年度に岩手労働局から「くるみん」認定を受けたほか、同

年には、岩手県から「働き方改革AWARD2023」

の働きやすい職場環境づくりで厚生労働大臣表彰の奨励賞を受賞。今年4月は「いわて健康経営認定事業所」の認定を受けました。

また、不妊治療のための休暇制度である「不妊治療休暇制度」を創設し、令和6年6月1日から実施しています。本年9月現在、男性介護員が新たに2か月の育児休暇を取得しているほか、新設の不妊治療休暇を女性職員1名が取得中です。今回は、これまでの取組に加え、この不妊治療休暇制度の創設が評価され、「くるみんプラス」の認定につながりました。

「くるみんプラス」認定通知書交付式は、8月18日に盛岡市内で行われ、出席した熊谷理事長は、「職員を大切にしなければ利用者を大切にできない、職員が幸せでなければ利用者も幸せにならない、これからも働きやすい職場づくりを進めておく」と語り、



社会福祉法人つくし会 特別養護老人ホーム明生園



基準適合一般事業主認定通知書
(くるみんプラス認定書)
(出典: 社会福祉法人つくし会ホームページ)

優秀賞を受賞しています。そして昨年8月には「介護職員の働きやすい職場環境づくり」で厚生労働大臣表彰の奨励賞を受賞。今年4月は「いわて健康経営認定事業所」の認定を受けました。

また、不妊治療のための休暇制度である「不妊治療休暇制度」を創設し、令和6年6月1日から実施しています。本年9月現在、男性介護員が新たに2か月の育児休暇を取得しているほか、新設の不妊治療休暇を女性職員1名が取得中です。今回は、これまでの取組に加え、この不妊治療休暇制度の創設が評価され、「くるみんプラス」の認定につながりました。

社会福祉法人つくし会（熊谷茂理事長）特別養護老人ホーム等 計11施設、職員225人 ※うち女性が約7割

【社会福祉法人つくし会の取組内容】

- 手当の支給（扶養手当とは別に、3歳までの子がいる職員へ子1人につき1万円／月）
- 子の看護休暇（有給。1人で5日間、2人以上で10日間） 令和6年度実績 18名
- 介護休暇（有給。1人で5日間、2人以上で10日間） 令和6年度実績 13名
- 男性の育児休暇取得の促進 ● ノー残業の周知と徹底 など

職員が働きやすい、働きがいのある職場づくりと、その成果を地域に還元する取組の推進への決意を述べられていました。